

四万十市立市民病院経営健全化計画の 変更に関する検討結果について

平成29年 2 月

四万十市立市民病院経営健全化検討委員会

はじめに

四万十市立市民病院は、幡多地域の中核的医療機関として、市民をはじめ、幡多地域の住民の皆さまに対し、地域医療の確保のため重要な役割を果たしてきたところである。

しかしながら、度重なる診療報酬のマイナス改定や医師不足による診療体制の縮小などにより、深刻な経営状況となったため、平成27年4月に「四万十市立市民病院経営健全化計画」を策定し、平成27年度から平成29年度の3年間を計画期間として、各種の経営改善策を実行し、経営健全化に取り組み、一定の成果を上げているところであるが、依然として経営状況は厳しい環境にある。

このような中、平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法によって医療法が改正され、各都道府県において地域医療構想を策定し、医療機能のさらなる分化・連携を推進していくこととされた。国はこの状況を踏まえ、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、その中で公立病院が安定した経営の下で重要な役割を担っていくことができるよう、新公立病院改革ガイドラインを策定し、これまでの「経営効率化」、「再編・ネットワーク化」、「経営形態の見直し」に、「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」を加えた4つの視点に立って新改革プランを策定するよう求めている。

こうした状況を踏まえ、本委員会は、四万十市立市民病院経営健全化検討委員会設置条例第2条第1号に基づき、市民病院の現在の改革プランである「四万十市立市民病院経営健全化計画」の変更について、検討を重ねてきた。ここに本委員会としての協議内容を最終報告として提出するものである。

平成29年2月27日

四万十市立市民病院経営健全化検討委員会
委員長 武田光司

1 四万十市立市民病院経営健全化計画を変更すべき項目について

「地域医療構想を踏まえた市民病院の役割」の追加

(平成27年3月31日に新公立病院改革ガイドラインが策定されたことに伴い、新たに「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」を加えた新公立病院改革プランを策定する必要が生じたことによるもの)

2 地域医療構想を踏まえた市民病院の役割について

(1) 地域医療構想策定の背景

高齢化が進展していく中、医療・介護ニーズの増大に対応していくためには、今まで以上に医療と介護の連携が重要になる。

こうした中、平成26年6月に医療法が改正され、都道府県は地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿である地域医療構想を医療計画の一部として新たに策定し、構想区域ごとに各医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進することが定められた。

高知県においても、医療環境の変化に適切に対応し、将来の各地域の医療・介護のニーズに応じた、医療資源の効率的な配置と、医療と介護の連携を通じて、より効果的な医療提供体制を構築するため、国が示した地域医療構想策定ガイドラインに基づき、平成28年12月に高知県地域医療構想が策定された。

(2) 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割

① 現状と課題

市民病院の入院・外来患者の9割超を占める幡多区域の総人口は減少が続いているものの、65歳以上の高齢者人口は平成32(2020)年まで増加すると見込まれ、今後も医療需要の増加が想定される。

病床機能報告制度や平成37(2025)年の必要病床数を踏まえると、幡多区域では急性期、慢性期は削減が想定されるが、回復期については不足が見込まれる。また、地域包括ケアシステムの構築が求められる中、地域における在宅医療の必要性が高まっている。

このような中において、市民病院では、平成28年6月に地域包括ケア病床を12床から55床に拡大(一般病床は87床から44床に縮小)しており、急性期から一定回復期まで対応できる環境を有している。

幡多区域の必要病床数と病床機能報告の比較

医療機能	平成27年（2015）年 病床機能報告 における報告結果	平成37（2025）年 必要病床数	平成37（2025）年 に向けた 病床数の過不足
高度急性期	6	6	0
急性期	669	331	338
回復期	204	361	-157
慢性期	554	402以上	152
休床、無回答等	39		39
計	1,472	1,100以上	372

（出典：高知県地域医療構想）

② 今後果たすべき役割

ア 急性期医療の維持と回復期医療の検討

高知県の地域医療構想における幡多区域の課題として、「病床機能報告と必要病床数を比較すると、病床機能に偏りが生じており、将来の医療需要に応じた必要病床数を機能区分ごとに不足なく確保していく必要があります。」とあり、それを実現するための施策の方向性として、「患者の医療需要に応じた適切な医療機能を提供できるよう、不足している病床への転換などを通して、必要な病床機能を確保します。」と示されている。

これまで、市民病院は幡多医療圏の中核病院である幡多けんみん病院とともに、本市の救急・急性期医療を主に担ってきた。市民病院は、今後も急性期医療を主体とした機能・規模を維持することを基本として、中核病院である幡多けんみん病院との役割分担や医療連携を推進することに加え、今後の高齢化社会において需要の増加が見込まれる回復期医療についても、その対応等検討すべき時期にきている。

イ 地域包括ケア病棟の運用による在宅復帰支援

市民病院では、急性期を経過した患者や在宅において療養を行っている患者等の受入れ並びに患者の在宅復帰支援等を行う機能を有し、地域包括ケアシステムを支える役割を担うことを目的として、地域包括ケア病棟を開設している。

今後においても、地域包括ケアシステムを推進していく重要な病棟として、高度急性期病院である幡多けんみん病院や介護施設、在宅等からの積極的な患者の受入れを行い、在宅復帰支援に向けて一層の充実を図るべきである。

ウ 在宅医療の充実

地域医療構想において、幡多区域では今後大幅に在宅医療のニーズが増すことが見込まれる。

在宅医療は、地域包括ケアシステムの構築に向けて重要な役割を担うとともに、高齢化の進行に伴い需要の増加が見込まれることから、幡多区域においても充実を図っていく必要がある。その中で、市民病院は本市が運営する病院という特性を生かしながら、市の保健・介護担当課及び地域包括支援センターや、地域の医療機関・介護施設等との連携強化を図り、患者が在宅で安心して医療を受けられるよう支援していくべきである。

おわりに

高知県の地域医療構想は平成28年12月に策定されたが、構想策定後の推進体制である地域医療構想調整会議での協議はまだ始まっていないことから、地域医療構想の実現に向けた具体的な方策についての中身が不透明な部分が多いため、本委員会として、現段階で平成37（2025）年の市民病院のあるべき姿を決めることは困難なことであった。

今後、地域医療構想の実現に向けた施策等が示されてきた場合には、「地域医療構想を踏まえた役割」についても見直しが必要となってくると考える。

四万十市立市民病院経営健全化検討委員会 委員名簿

役 職	委員名	所属等	区 分
委員長	武田 光司	四万十市社会福祉協議会会長	有識者：専門分野（福祉）
副委員長	中山 崇	四万十市副市長	市職員
委 員	酒井 優美	高知県看護協会幡多支部支部長	関係団体の代表者
委 員	弘田 直平	四国税理士会中村支部副支部長	有識者：専門分野（財務）
委 員	山本 い久	高知県立幡多けんみん病院 元看護部長	有識者：専門分野（医療）
委 員	小松 洋文	幡多福祉保健所保健監	関係行政機関の職員
委 員	吉森 伸郎	高知県立幡多けんみん病院 経営事業部長	関係行政機関の職員
委 員	樋口 佑次	四万十市立市民病院院長	市職員